

議案第16号

公有財産の損壊事案に係る和解の件（江井海水浴場駐車場器物損壊事案）

江井海水浴場駐車場器物損壊事案について、次のとおり和解を行うことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康彦

1 当事者

- (1) 被害者（甲） 兵庫県淡路市生穂新島8番地
淡路市長 門 康彦
- (2) 加害者（乙） 兵庫県伊丹市瑞穂町三丁目14番
株式会社光伸 代表取締役 竺原 賢明

2 和解条項

- (1) 乙は甲に対し、江井海水浴場駐車場のネットフェンス及び基礎コンクリートを撤去した本件事案（以下「本件」という。）を起こした事実を認め、本件の損害賠償金として、753,500円の支払義務があることを認める。
- (2) 乙は甲に対し、前号の損害賠償金753,500円を、本和解成立後2週間以内に、甲の指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、乙の負担とする。
- (3) 原状回復工事については、甲の施工基準に基づき原状回復することとし、工事の実施については、甲が乙に代わって行うこととする。
- (4) 甲及び乙は、本件に関し、本和解によって全て解決し、本和解に定めるもののほか、甲、乙間には、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- (5) 甲及び乙は、本件に関していかなる事情が発生しても、裁判上、裁判外を問わず一切の異議申立て及び請求を行わないことを誓約する。
- (6) 本和解は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、淡路市議会の議決により、この内容をもって、確定するものとする。

3 事案内容

令和6年9月18日に江井海水浴場駐車場のネットフェンス及び基礎コンクリート（以下「工作物」という。）が撤去されているとの情報があり、同月27日

にその事実を確認した。

本件について、翌月 9 日に淡路警察署員立会いの下、現場確認し窃盗事件での申出をした。

その後、警察による周辺への聞き込み等の捜査が行われ、乙によって、令和 6 年 5 月に取壊しされていたことが判明したが、器物損壊事件として過失によるものであること、窃盗事件としても不法領得の意思がなく、犯罪の成立要件を満たさないこと等から、刑事責任を求めないこととし、一方で乙と協議を行い、原状回復の工事については、乙が行わず、甲が行い、これに要した費用を損害賠償金として乙が負担すること、本件に関して一切の異議申し立て及び請求をしないことなど、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定に基づき、双方で和解するものである。

議案第16号 公有財産の損壊事案に係る和解の件(江井海水浴場駐車場器物損壊事案)

1. 位置図



2. 撤去前



3. 撤去後

